ナ　ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書
ラ　安定品質を確保するための措置に関する説明書
ム～ク　［略］

二　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類
イ　前号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）
［ロ～ホ　略］

三　アナログ電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。）次に掲げる書類
イ　第一号に掲げる書類（同号ソ、ヰ及びクに掲げるものを除く。）
［ロ　略］

四　携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類
イ　第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）
［ロ・ハ　略］

五　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類
イ　第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ノ及びクに掲げるものを除く。）
［ロ・ハ　略］

六　法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備　次に掲げる書類
イ　第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げるものを除く。）
［ロ・ハ　略］
［七　略］

八　法第四十一条第二項に規定する電気通信設備　次に掲げる書類
イ　第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ソ及びクに掲げるものを除く。）
［ロ～リ　略］

九　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備　次に掲げる書類
イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）
［ロ・ハ　略］

十　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類
イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）
［ロ～ニ　略］

［新設］

［新設］
ネ～ヰ　［同上］

二　［同上］
イ　前号に掲げる書類（同号ソ及びヰに掲げるものを除く。）
［ロ～ホ　同上］

三　［同上］
イ　第一号に掲げる書類（同号ソ、ラ及びヰに掲げるものを除く。）
［ロ　同上］

四　［同上］
イ　第一号に掲げる書類（同号ソ及びヰに掲げるものを除く。）
［ロ・ハ　同上］

五　［同上］
イ　第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ム及びヰに掲げるものを除く。）
［ロ・ハ　同上］

六　［同上］
イ　第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ム及びヰに掲げるものを除く。）
［ロ・ハ　同上］

［七　同上］

八　［同上］
イ　第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ソ及びヰに掲げるものを除く。）
［ロ～リ　同上］

九　［同上］
イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びヰに掲げるものを除く。）
［ロ・ハ　同上］

十　［同上］
イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びヰに掲げるものを除く。）
［ロ～ニ　同上］